

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会定款施行細則

(事業規定)

第1条 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第2条に規定する事業を行なうに必要な規程は、理事会の承認を得て別に定める。

(役員推薦)

第2条 定款第19条の規定による役員を選任、及び第7条の規定による評議員の選任については、別表1の区分により推薦する。

(その他の財産)

第3条 定款第35条第3項の規定によるその他の財産は、次の各号に掲げるものからなる。

- (1) 財産目録に記載の財産
- (2) 補助金、交付金及び委託金
- (3) 会費
- (4) 寄付金
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(会費)

第4条 前条第3号に定める会費は、次の各号に掲げるものから一定額を徴収する。ただし、第4号の個人又は法人については任意額とする。

- (1) 本会の趣旨に賛同する一般会員
- (2) 本会の趣旨に賛同する賛助会員
- (3) 本会の趣旨に賛同する特別会員
- (4) 本会の事業に賛同する個人、又は法人・団体

(委員会の種類)

第5条 定款第33条の規定に基づく委員会は、次のとおりとする。

- (1) 専門委員会
- (2) 福祉だより編集委員会
- (3) 評議員選任・解任委員会

2 委員会の運営については必要な事項は会長が定める。

(特別委員会)

第6条 会長は、特別の事情について調査研究の必要があると認めるときは、特別委員会を設けることができる。

2 特別委員会は、その調査研究すべき事項の任務が終了したときをもって終わる。

(委員の委嘱)

第7条 第5条及び第6条の規定に基づく委員は、会長が委嘱する。

(連絡会議の開催)

第8条 会長は、社会福祉、福祉施設、団体等相互間の連絡提携をはかるため必要があると認めたときは、連絡会議を開催することができる。

2 連絡会議は、関係施設、団体等をもって構成する。

(諸規程)

第9条 本会の事務を処理するため、次の規程を理事会において定める。

- (1) 役職員等の旅費支給に関する規程
- (2) 職員給与規程
- (3) 事務局規程
- (4) 就業規則及び退職金に関する規程
- (5) 顕彰慶弔規程
- (6) 文書管理規程
- (7) 経理規程

第10条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この細則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和63年6月27日から施行する。

附 則

この細則は、昭和63年9月2日から施行する。

附 則

この細則は、平成5年5月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成8年5月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年1月14日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成12年9月28日から施行する。

2 この細則の規定による役員等の選任に関し、円滑な実施を確保するため、新役員等の推薦依頼その他の必要な準備を行うことができる。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年9月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年9月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年2月27日から施行する。ただし、第2条中別表1に係る部分は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成29年5月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 1

(理事)

推 薦 区 分	人 数	備 考
識見を有する者	2	
コミュニティ運営協議会代表	2	
市代表	1	
婦人会代表	1	
老人クラブ連合会代表	1	
部落解放同盟代表	1	
民生委員児童委員連合会代表	1	
社会福祉施設代表	1	老人福祉関連施設
身体障害者福祉協会代表	1	
ボランティア連絡協議会代表	1	
合 計	12	

(監事)

推 薦 区 分	人 数	備 考
識見を有する者	2	
合 計	2	

(評議員)

推 薦 区 分	人 数	備 考
コミュニティ運営協議会代表	5	
婦人会代表	1	
老人クラブ連合会代表	1	
民生委員児童委員連合会代表	5	
母子寡婦福祉会代表	1	
商工会代表	1	
教育委員代表	1	
小地区公民館連絡協議会代表	1	
社会福祉施設代表	1	児童福祉関連施設
医療機関代表	1	筑紫野市内医療関係施設
福祉委員代表	1	
青少年育成市民会議代表	1	
ライオンズクラブ代表	1	筑紫野市内ライオンズクラブ関係者
ボランティア連絡協議会代表	1	
小・中学校代表	1	
食生活改善推進会代表	1	
農業協同組合代表	1	筑紫野市内農業協同組合関係者
合 計	25	